

■ 交付要綱8（４）に掲げる事業（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類				交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 2 0 人 以下	都市部	78, 643
			標準	74, 899
		2 1 人 ～ 4 0 人	都市部	157, 939
			標準	150, 419
		4 1 人 ～ 6 0 人	都市部	263, 314
			標準	250, 776
		6 1 人 ～ 8 0 人	都市部	370, 564
			標準	352, 919
		8 1 人 ～ 1 0 0 人	都市部	476, 836
			標準	454, 130
		1 0 1 人 ～ 1 2 0 人	都市部	582, 944
			標準	555, 185
		1 2 1 人以上	都市部	689, 134
			標準	656, 319
	訓練事業等整備加算		都市部	33, 332
			標準	31, 745
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	109, 775
			標準	104, 548
	短期入所整備加算		都市部	9, 045
			標準	8, 615
発達障害者支援センター整備加算		都市部	10, 512	
		標準	10, 012	
障害児相談支援整備加算		都市部	7, 513	
		標準	7, 156	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5, 003	
		標準	4, 765	
小規模グループケア整備加算		都市部	16, 135	
		標準	15, 367	
避難スペース整備加算		都市部	29, 012	
		標準	27, 631	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 2 0 人 以下	都市部	43, 273
			標準	41, 213
		2 1 人 ～ 4 0 人	都市部	87, 119
			標準	82, 971
		4 1 人 ～ 6 0 人	都市部	145, 471
			標準	138, 544
		6 1 人 ～ 8 0 人	都市部	204, 393
			標準	194, 660
		8 1 人 ～ 1 0 0 人	都市部	263, 314
			標準	250, 776
		1 0 1 人 ～ 1 2 0 人	都市部	321, 503
			標準	306, 194
		1 2 1 人以上	都市部	380, 588
			標準	362, 465

	訓練事業等整備加算	都市部	33,331
		標準	31,744
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	109,775
		標準	104,548
	短期入所整備加算	都市部	9,046
		標準	8,615
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,512
		標準	10,012
	障害児相談支援整備加算	都市部	7,513
		標準	7,156
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,003
		標準	4,765
	避難スペース整備加算	都市部	29,012
		標準	27,631
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	21,677	
	標準	20,645	
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	7,513	
	標準	7,156	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	5,003	
	標準	4,765	
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	都市部	29,012	
	標準	27,631	

（注） 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。